

養父市農業委員会

第35回会議録

令和7年8月22日

養父市農業委員会

養父市農業委員会第35回会議録

1. 開催日時 令和7年8月22日（金曜日） 午後1時30分開会

2. 開催場所 養父公民館 他産業就業研修室

3 議 事

議案第114号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について

議案第115号 非農地証明交付申請の承認について

議案第116号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

報告事項

報告① 農地法第3条の規定による許可申請について

報告② 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

4. 出席農業委員（12名）

1 番 谷垣重俊	3 番 藤原健次	4 番 坂本光	5 番 前川章
6 番 濱田房子	7 番 珍坂聡	8 番 圓山満	9 番 山根達夫
10 番 藤原義幸	11 番 木下計介	12 番 秋山博	13 番 西谷英樹

5. 欠席農業委員（0名）

無し

6. 出席推進委員（11名）

14 番 小林誠	15 番 内田重雄	16 番 齋藤隆之	17 番 荒木奈見
18 番 谷村昭雄	19 番 藤本浩一郎	20 番 栗田匡晃	
22 番 上垣美由紀	23 番 宇佐見孝一	24 番 井上勝雄	25 番 米田渡

7. 欠席推進委員（0名）

無し

8. 事務局出席職員

局長 岸 敬悦 主幹 福垣 周作 主査 城戸 優臣 主事 西村 陽聖

事務局 : それでは、ただいまより第35回農業委員会総会を開会いたします。
開会に先立ちまして、会長より挨拶をお願いいたします。

山根会長 : 皆さん、こんにちは。本日も大変暑い中、2班に分けていただき現地確認をいただきました。ありがとうございました。まだまだ暑い日が続いて、この間うちまでは水不足、田んぼにひびが入ったりとかしていたときもありましたけど、今のところは水不足も解消され、ただ、暑い日が続くと、三十何度というのが続いております。まだ、これから関宮のほうでは、ぼちぼち稲刈りも始まりました。皆さんもこれからまた1週間、10日、2週間先ぐらいにはぼちぼち稲刈りもせんなん時期になっておりましたけども、まあまあこれだけ暑いですから、皆さん、十分熱中症には気をつけてやってもらいたいと思います。
そして、本日は総会終了後、研修会と、それから部会もあります。本日も慎重審議よろしくをお願いいたしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。以上です。

事務局 : 初めに、会議の成立について報告をさせていただきます。本日、農業委員12名全員の出席です。養父市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数が出席することとなっておりますので、本日の農業委員会総会は成立いたします。なお、農地利用最適化推進委員については11人の出席ですので、併せて報告させていただきます。

総会の議事進行につきましては、養父市農業委員会会議規則第5条に、会長が総会の議長となり議事を整理すると規定されておりますので、山根会長、お願いいたします。

議長 : それでは、始めさせていただきます。

養父市農業委員会会議規則第16条の規定により、議事録署名農業委員を指名いたします。本日は、1番の谷垣農業委員と3番の藤原健次農業委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。議案第114号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 : 1ページを御覧ください。議案第114号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてです。公告は令和7年10月15日を予定しています。

1、設定に係る面積、筆数及び戸数につきましては、田が185,552平方メートル、124筆、畑が754平方メートル、2筆、合計186,306平方メートル、126筆となっております。設定をする戸数は79戸、設定を受ける戸数は43戸となっております。

次に、設定の概要ですが、種類は使用貸借権です。内容別に見ますと、使用

貸借権が126筆、186,306平方メートル、うち新規が126筆、186,306平方メートルとなっております。始期は公告日からで、契約年数は10年です。詳細については、次ページ以降に記載しております。農地中間管理事業を活用するもので、農地を貸し出す所有者と農地中間管理機構から借受け耕作する者を記載しております。貸借期間は全て令和18年3月31日までの10年間となっております。今回は門野区と大杉区が機構集積協力金に取り組むために、農地の集積に取り組んだものとなっております。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。
谷垣さん、どうぞ。

谷垣委員： 1番、谷垣です。これ、毎回出てくるんですけども、貸借期間が10年となっておりますわね。これを今貸借の設定を受ける方の年齢等を見ましたら、70代の方が結構おられるんですね。今から10年ですから、果たしてこの設定をしたものの10年間農業を続けられるのかなと。いつもこれ、この10年という期間が、10年でないとこれはできないですね。いや、だから、これ全部しゃくし定規に10年となっているんだけど、これを実際に申請をされた方については自分の年齢等を勘案すれば、10年というのはあまりにも合わないんじゃないかなと思ったりするんですけどね。その辺のところは、いわゆる農業委員会としてどういうふうに考えてええんかなと思うんですけど、いかがですか。

事務局： 農地中間管理事業の活用には、農地バンクの規定に基づいて設定する必要があるわけなんですけども、農地バンクの活用をするためには、今の制度上10年を設定しなければならないというふうにされております。で、もし途中でできなくなった場合は、別の方にまた農地中間管理機構から転貸するというような形で別の人に移していくんですが、当初の契約は10年にしてくれということで、これは農地の中間管理事業でひょうご農林機構の定めておられることによってこのようになっているということなので、ちょっと10年にしないと受けてもらえないというような形になっています。そういうようなことで、おっしゃる理由も分かるんですが、こういうふうにせざるを得ないという、今はそういう状況になっております。

以前から制度改正のときに、もうちょっと融通が利くようにしてくれというような要望は、以前からしてはおります。

議 長： よろしいですか。

谷垣委員： 私のところ宮垣ですけど、今一番若い人で40代の後半、次がもう60歳ぐらい、ほとんどがもう70以上の方、それから80代の方が何人かおられるでしょう。

宮垣はこれはやっていませんけれども、この間、これから5年度にはどうでしょうか、農地を管理されますかというようなことで中山間の代表の方がアンケートを取られて、結果は何っていませんけれども、5年後すらも危うい方がおられる。そういうようなことの中で、これなんかやっぱり県なんかにも一遍言っ、見直しをしないといけないんじゃないかなと、10年というスパンというので、今、平均年齢がいくつでしょうね、兵庫県の農業者の平均年齢70ぐらいでしたかね。いや、だから、その方々を対象にしたこういうようなことというのは、何か絵に描いた餅のような感じなんですけどね。これ、いつもこうして公告を出して、公のことで出しているんですけども、農業委員会としてどういうふうにと考えとるんやと言われたときに、ちょっと首をかしげる。これは、だから、県がそういうような形でやれということによっていってきていると言えないのでね、思います。

事務局 : 毎年の県要望で毎年出しているの、ありがとうございます。

議長 : ほかによろしいですか。

ちょっとすみません、私のほうから1つ。

この1番の大屋の件ですけども、今度、設定を受ける方がおられますね。この人は今のところ7反ちょいですか、しているのが。ずっと一覧表を見せてもらったら、今度多分、計算してないですけど、2町歩ぐらいは増えると思うんですよ、利用権、今度出してる分で。果たして今まで7反ぐらいずっとはった人が、一気に全部合わせたら3町歩ぐらいなるやろうけど、どうかなと思っ、てね。ちょっとその辺をお聞かせください。

事務局 : 今回このページの設定を受ける方、門野と大杉で私とその説明会をさせてもらって、農会長を中心に、じゃあ、取り組もうということで取り組んでいる事業にはなるんですが、現在、口約束等で作っているプラスアルファ、今回の農地の中間管理を通じて貸し借りをするとなったときにも、もちろん所有者の方と実際今回、耕作で設定を受ける方で話し合いをしてもらって、じゃあ、受け持つよということで、その所有者の方も、耕作の方も双方で了解というかを取って、今回このような形で申出が出てきておりますので、そこは、何ていうんですかね、了解の下でなっているということで御理解いただけたらと思いますが。

議長 : ほかに御質問ありませんか。

どうぞ、前川さん。

前川委員 : 前川です。説明の中で、今回は機構集積協力金でしたっけ、に基づいてというようなことをおっしゃっていましたが、今回はということは、今までは

その協力金を使ったこういうことはなかったのか、あと、機構何とか協力金についてちょっとよく分からないので、少し説明、たしか10アール当たり2万か3万か頂けるような話やったと思うんですけども、途中で離農した場合何か罰則規定があるのか、ないのかとか、その辺何かあったような気がするんですけども、もし今分かるんでしたら少し御説明いただきたいなと思います。

事務局： 機構集積協力金という農地バンクの貸し借りを、農地バンクを通じて農地を貸し借りして地域の全体の農地のうち、今でいうと60%以上を農地バンクを通じて農地の貸し借りに取り組んだ地域については、その地域に協力金ということで集積協力金というものが入るものが機構集積協力金ということでございます。今までも市内のいくつかの地域で取り組んでおられますので、過去にもこういった意見照会を出ている分については、協力金に取り組む地域で出ていくこともございます。今回は門野と大杉が出てきたというようなところになりまして、その中には、認定農業者と言われる方にも一定数、地域の農地の面積のうちの10%は、新たに認定農業者に中間管理事業を通じて農地の貸し借りを設定した上で、そのほか残りの50%を各地域で集積に取り組む。そして、全体で60%以上にしてもらおうというのが協力金の仕組みになっております。

前川さんが先ほど言われた離農したときとか、そのパーセンテージが下回ったときというのは、協力金の返還とかもなきにしもあらずなのかなと思います。そういう事例は今まではないかなと思いますが、そういったのも設けられているかなと思います。

前川委員： 分かりました。ありがとうございました。

議長： 谷垣さん、どうぞ。

谷垣委員： 1番、谷垣です。39ページのところの一番下に、貸借権設定を受ける者という欄で、●●株式会社が出てきてるんですよ。僅か5畝ほどですよ。何をやるんですか、ここ、●●株式会社は。またニンニク作るんですか、これは。

事務局： ここは前々から●●株式会社がやっているところで。

谷垣委員： もうあそこに大屋市場のどこへ集積したんちゃいますか、●●株式会社は。口大屋のほうでもかなり迷惑をかけて、この会社は。地権者が耕作しようもできないというような状況があって、いろんな人の助けを借りて、何とか別の会社が米作をするというようなことにはなってるんですけどね。これ、僕は●●株式会社のここ、今までもまた使うというようなことになってるようだけでも、これはニンニク作るんですか、ここ。

事務局 : 何を耕作されているかというのはちょっと分からないんですけど、以前から口約束でしていた分を、今回新たに中間管理の貸し借りに切り替えるというところで、新たに●●株式会社が受け持つというわけではなくて、前々から作っていたところをこの貸し借りに替えるというところなんです。ここで何をされているかというのは、ちょっとそこまで把握できていません。

谷垣委員 : それから、もう1点は、この中に会社名を出してあれですけど、9ページなんかにも●●会社がありますよね。この間農業委員会の総会でかけた5条申請を出しとったところの農業倉庫、農業倉庫についても、私、担当地区なので気になってずっと、毎日とはいかないけれども見ておいたら、一向に建築が始まらないので、どうなっとるんかということでこの間事務局に聞きましたら、事務局からの話では、地盤が軟弱であるため農業倉庫が建築できないと、この間総会かけたところです。というようなことで、新しい者を2人雇って3名の社員でやっていくというようなことで、今で13町歩作っとるんですけども、さらに、これからそれを倍ぐらいにしていくと。二期作にするというようなことを聞いとるんですけど、どうもこの集積のところには●●株式会社の名前があんまり出てきていないけれども、先ほど私が言ったように、かなり高年齢の方がこの耕作をするということで、名前が書いてあるんですわ。

ということは、今13町歩でそれを倍以上にするということは、ここに上がっている方々のやつを途中で●●株式会社が受けるというような話がもう頭、構想ができていないかなと思ったりするんですけどね。その辺のこともあって、たくさんの従業員を雇ってしようと思えば、13町歩ぐらいではとってもやっていけませんわな。最低でも40から50ぐらいはないと、それぐらいじゃないと会社の経営としては成り立たないというふうに思ったりする。だから、そういうことも勘案して、どうもなんかここに、書面上はこういうふうになっているけれども、実際の耕作をする者というのは、この数年のうちに代わるんじゃないかなと思ったり私はしています。

だから、これは変な言い方をするけれども、いわゆるお金をもらうためにある面ではこういうものを使っているような受け取り方もできるし、いや、そうじゃないと言われたらあれですけど、結構毎回こうして集積集積ということで、県の考えているもので養父市としても進めていっているんだけど、実際のところはどうかかなと思ったりしております。

だから、さっき言った私の宮垣というところではこれは今やっていませんけれども、とってもそんなできるような、こんな形ではなかなかうちの宮垣では無理じゃないかなと思ったりしますわ。だから、今回上がっているやつについては、ぜひ、せっかくこうして出しておられるだから、大変だろうけども耕作者の方に頑張ってもらってやっていただきたいなと思います。以上です。

議長： ほかに御質問ある方はどうぞ。よろしいですか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第114号を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第115号、非農地証明交付申請の承認についてを議題いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： 41ページを御覧ください。議案第115号、非農地証明交付申請の承認についてです。

1番、養父市畑の土地1筆で、面積が33平方メートルです。所有者は京都府宇治市の方で、非農地の事由としましては、平成14年頃から墓地化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは45ページから49ページとなっております。

2番、養父市堀畑の土地2筆で、合計面積が78平方メートルです。所有者は堀畑の方で、非農地の事由としましては、昭和30年頃から宅地化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは50ページから54ページとなっております。

3番、養父市八鹿町八木の土地1筆で、面積が66平方メートルです。所有者は大阪府高槻市の方で、非農地の事由としましては、昭和37年から墓地化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは55ページから59ページとなっております。

4番、養父市上野の土地2筆で、合計面積が124平方メートルです。所有者は上野の方で、非農地の事由としましては、平成15年頃から原野化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは60ページから65ページとなっております。

5番、養父市出合の土地1筆、養父市小路頃の土地1筆で、合計面積が667平方メートルです。所有者は神戸市西区の方で、非農地の事由としましては、それぞれ、昭和48年頃から原野化、昭和26年から宅地化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは66ページから73ペー

ジとなっております。

6番、養父市外野の土地10筆で、合計面積が3,147平方メートルです。所有者は西宮市の方で、非農地の事由としましては、いずれも20年以上前から宅地化、原野化、山林化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは74ページから89ページとなっております。

7番、養父市鶴縄の土地8筆で、合計面積が516.52平方メートルです。所有者は大阪府平野区の方で、非農地の事由としましては、いずれも20年以上前から山林化、墓地化、宅地化、原野化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは90ページから106ページとなっております。

8番、養父市関宮の土地1筆で、面積が29平方メートルです。所有者は豊岡市の方と神奈川県伊勢原市の方で、非農地の事由としましては、昭和初め頃から宅地化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは107ページから112ページとなっております。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。
番号1番の畑の件について、担当農業委員より説明を求めます。
8番、圓山農業委員。

圓山委員： 8番、圓山です。よろしくお願ひします。45ページを御覧ください。45ページの衛星写真になりますが、養父インターと書いてあります北近畿豊岡自動車道が南北に走っておりまして、その南側の畑トンネルの入り口東側に赤丸印で印がしてあるところが今回の場所になります。

48ページを御覧ください。赤丸印の中に入って印がしてありましたところは、この農機具小屋とその前の墓地になります。今回申請がありましたのは、この墓地の部分なんですけど、間違いなく墓地でありまして、これをどうこうということは、もうできません。始末書もつけられておりますので、この申請で間違いのないのかなというふうに思われます。よろしくお願ひします。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
7番、珍坂農業委員。

珍坂委員： 7番、珍坂です。今朝ほどから現地確認に行つてまいりました。今、圓山委員が言われたように、写真でもありますけど、現況、墓地になっておりますので、申請そのままでもいいかなと思います。よろしくお願ひします。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
18番、谷村推進委員。

谷村推進委員： 18番、谷村です。今御説明があったとおりです。よろしくお願いします。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第115号の1番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号2番の堀畑の件について、担当農業委員より説明を求めます。

10番、藤原義幸委員。

藤原義委員： 10番、藤原です。50ページ、51ページの航空写真を御覧ください。これ、国道9号線、養父、朝来の途中にあります堀畑の部落のところの地域になるんですけど、これが2筆でありまして、526-3、526-4と赤四角で書いてあるところになります。それで53ページ、そこがコンクリ舗装、アスファルト舗装になっております。そこが農地のままだったということで申請がありました。このまま農地に戻すこともできませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

8番、圓山農業委員。

圓山委員： 8番、圓山です。今朝、現地を確認してまいりました。ただいま報告があったとおり相違ありませんので、よろしくお願ひします。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。

19番、藤本推進委員。

藤本推進委員： 19番、藤本です。隣接等は、写真を見ていただきますように塀で区切られておりまして、何ら外部に、外に影響を与えることがないと考えておりますので、よろしくお願ひします。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第115号の2番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号3番の八鹿町八木の件について、担当農業委員より説明を求めます。

12番、秋山農業委員。

秋山委員： 12番、秋山です。よろしくお願いいいたします。午前中は暑いのに現場確認、大変御苦労さまでした。

それでは、まずページになります、関連ページは55ページから59ページになります。55ページの位置図と、それから、56ページの航空写真を御覧ください。まずは場所になりますが、9号線の下八木の交差点を今滝寺向き、今滝寺方向に上がる途中に西に向かう道があるんですけども、そこを約100メートルほど上がってもらったところ、この赤枠の部分が農地の申請が上がっております。現場は右の字限図を見てもらったら分かるんですけども、1179-1を分筆して、赤枠になつとる部分1179-2が今回の申請地になっております。詳細は58ページの写真を見ていただいたら分かると思うんですけども、この一番上の写真が、これが西側から見た写真、それから、一番下の写真が東側から見た写真になるんですけど、この真ん中の写真がちょっと赤線のラインの位置がおかしくて、これは扉のある向こう側の部分で、これ、よその土地の部分に、墓地の部分にちょっと赤線が入つとるということで、これだけはちょっと違うかなというところはあるんですけども、この部分が申請地になります。これを見てもらったとおり完全に墓地であります。できたのが昭和37年頃に分筆して、墓地にされとるようでございます。今後も継続して墓地のままです。非農地として60年以上も経過しておりますので、始末書も出されております。よろしくお願いをいたします。以上です。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

4番、坂本農業委員。

坂本委員： 4番、坂本です。先ほど担当農業委員からの報告のとおり現地、墓地化しております。畑に戻すことは不可能です。非農地と判断しております。よろしくお願いいたします。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
15番、内田推進委員。

内田推進委員： 15番、内田でございます。午前中に現地確認を行いました。秋山委員、それから坂本委員の説明どおりでありますので、よろしくお願いいたします。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第115号の3番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号4番の上野の件について、担当農業委員より説明を求めます。

8番、圓山農業委員。

圓山委員： 8番、圓山です。今回は何度も登壇させていただきまして、本当に緊張します。

60ページを御覧ください。はさまじ峠から八鹿に向かう国道9号線なんですが、東上野という村になります。赤丸で示された2か所、896番4、865番1という場所になります。

61ページを御覧ください。865番1、四角の赤枠で囲まれた農地になりますが、今回も、これ、写真で見ていただくと、これはまだ全然大丈夫じゃない、非農地、これ、どうなんだろうというちょっと思われるというか、まず先入観というかを捨てていただきたいんですが、この農地というのが865番2という宅地、おうちが建っておりますが、その家を通らせてもらって耕作に通っていたと持ち主の方は説明されていまして。ですから、今この865番2は空き家になっておりまして、言ったら無断で通るということになるんですが、通らせてもらえな

いというふうな、本当に、昔はそれでも親戚の端になると言われたかで、通らせてもらっていたんですけどということです。また、隣に駐車場がありますが、一見この駐車場とかの867番という宅地、家が建っておりますこの辺りは、畑に隣接して、ここから行けるんじゃないのというふうに思われるかと思うんですが、これがとんでもない段差がありまして、64ページを御覧ください。

隣の駐車場が写っていませんが、この家の間の下に駐車場があります。隣の家も屋根の高さを見ていただいたら、どれぐらいこの農地が高いところにあるかというのは見てとっていただけたらと思うんですが、奥の茶色い建物が畑に行くのに通らせてもらっていたというお宅で、隣の土地はもう高低差がかなりあって、上がった、上ったというか、そういうことはできない土地です。また、この写真の恐ろしいところがきれいに稲でも生えているんじゃないかというように感じに見えるんですが、この草の高さもこの写真の時点で、家の高さと比べてもらったら分かると思うんですが、奥のお宅と比べてもらったら分かると思うんですが、かなりの高さに育っている、この写真の状態よりももっと成長しております。今回、現地確認に行っていた農業委員の方にも、この農地は大丈夫やろと言われて現地を見て初めて、いや、これはあかんわと言われたのがこの865番1という農地になります。

そして、その下の896番4という農地なんですが、手前、草が生えています。ここは宅地になっていまして、家をもう撤去されて、少し草がまた、これも相当たつてると思いますが、もう草が生えてしまっていて、この奥に林のように見えるここも畑だったところなんですけど、本当にとってもじゃないですけど、物すごく木も成長してしまっています。ですから、896番地にしても農地に戻すのは不可能という判断で、判断しました。

865番1、上のほうの写真もこの状態ではなくて、もっともっと生えております。この後報告があると思いますが、そちらのほうも参考にして、よろしくお願ひします。以上です。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
10番、藤原義幸農業委員。

藤原義委員： 10番、藤原です。先ほど現地委員が申されたとおりです。取りあえず両方、どちらの土地も高低差が大きいのと、周辺の土地からこの土地に入るというのもちょっと難しいですね、この865-1は特にそうっております。896の土地については、手前は宅地になっておって、そこがもう建物を撤去されているんですけども、その奥に、先ほど言われたように林になっているところが農地として残っているので、もうそこも農地にするのもちょっと難しい、耕作するのも難しいということで、非農地の証明を出されたことと思います。審議のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
18番、谷村推進委員。

谷村推進委員： 18番、谷村です。
今、御説明があったとおりです。御審議よろしくお願ひします。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第115号の4番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号5番の出合、小路頃の件について、担当農業委員より説明を求めます。

3番、藤原健次農業委員。

藤原健委員： 3番、藤原です。午前中、現地確認、暑い中、御苦労さまでした。

それでは、66ページ、小路頃の土地です。右側は関宮側、左側は鶉縄と大久保のほうに行く谷があります。

まず初めに、この丸印、424と70ということで、424、67ページの赤枠、航空写真の赤枠、それから、68ページが住宅である宅地をしております。字限図は次の69と70ページに書いている状態です。現地の状況、71ページが現況の写真です。この写真を撮られたときはちょっと草が短いときに撮られたような感じで、今日見ていただいたように、もうかなり伸びております。手入れはもう全然していないということで、道路際は近くの人が草を刈ったりとかいうような状態でありました。

次に、72ページ、御覧のごとく住宅が建っております。この方は神戸市でしたかね、のほうから帰ってきて、月に一、二回帰ってきて家のほうの管理をしたりしておられます。行く行くは空き家バンクに登録してというようなことらしいんです。農地以外ということで、ひとつよろしくお願ひします。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

6番、濱田農業委員。

濱田委員： 6番、濱田です。よろしくお願いします。先ほど藤原委員が言われましたように、71番の写真に草がぼうぼうとなっていますけど、本当に私の背丈ぐらい草が生えていました。これは無理だなと思いました。

72ページの家の方ですけど、とても立派な家が建っておられて、ここをまた農地に戻すということはかなり難しいことだと思いますので、よろしくお願いします。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
25番、米田推進委員。

米田推進委員： 25番、推進委員の米田です。今回の物件ですけど、出合の424番地につきましては、近くに道があるとはいえ、かなり急傾斜なところを上がってきたような畑になっておりまして、本当に荒れとる状況で、申請のとおり、かなり以前から耕作されていなくて、周りもほとんど荒れてきているというような状況の土地で、非農地として承認していただけたらというふうに思います。

それから、もう1点の小路頃の70番の土地ですけど、私も小路頃というところに住んどるんですけど、私の知る限りではずっと以前からここに住宅が建っておりまして、申請者も26年頃というふうにして書いてあるとおり、もう本当にずっと前からこの福雄さんのお父さんのお父さんぐらいの代からこの建物があつたというふうに思われます。農地法とか法律からいえば違反ですけども、もう非農地として承認していただければと思いますので、よろしくお願いします。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありますか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第115号の5番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号6番の外野の件について、担当農業委員より説明を求めます。

3番、藤原健次農業委員。

藤原健委員： 3番、藤原です。筆数は10筆として多いんですが、まず、航空写真、74ページ。ちょうど中央部分に82から97、この辺が集中してあります。その辺からちょっと説明していきます。

75ページ、位置をちょっと紹介しておきます。位置は、右のほうが関宮で、左が大久保側です。

それでは、82番から97、これは次のページ、75ページに赤線で囲った部分が82から97に相当します。それで、82番は住宅と、言うたら駐車場みたいな感じの部分と。この中央に白く写っているのが落石防護柵ということで、コンクリートでできておるところです。

1ページめくってもらって、76ページ、白い部分が県道87号線です。中央から上に上がっているのが集落内の市道です。赤で囲っている部分が山林原野です。それから、77ページは889ということで、74ページの航空写真のちょうど中央部分のところで、これも落石防護柵の山側に相当する部分です。それから、78ページは、最初の74ページの左上に688番ということで、ここにも書かれていますけど、山林のため地番図なしというようなところで、現地の写真はつけていません。あと、字限図がずっとついております。現状、先ほど説明しました82番が、言うたら上の写真ですけど、左側が母屋としての宅地の東側が赤線の枠で駐車場のような感じで使われている。それから、その下の部分が、その駐車場の東側。それから、小さい赤枠が落石防護柵より山側に位置しております。

それから、86ページ、上の96、97、これも山林化したような状態です。それから、その下が86ページ、これが県道の上になる部分で、山林化しております。それから、87ページ、上が、住宅が建っている西側、ちょっと奥のほうで、落石防護柵の山側の写真の部分がそうです。その下が87ページ、その住宅のそこから八木川の先の山で、山林化された部分の写真です。次のページもこの谷から向こう、南に相当する部分で山林化しているというような状態です。以上が内容の説明です。

申請者は神戸のほうでしたかね、住んでおられて、かなり年齢が高く、病院通いをしているような方でして、親戚筋の方がこういう手続をされて、あと、農地とか買上げなりして、あと面倒を見るというような状態らしいです。現状に合わせた地目に変えたいというようなことです。ひとつよろしくお願ひします。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

5番、前川農業委員。

前川委員： 5番、前川です。今詳しい説明があったことがそのとおりでと思います。85

ページの上の写真の地番82のみ建物が建てられていまして、もうコンクリートが打設された状態でした。とても農地ではないと。その下の写真からあと、次のページの87の上の889まで、ここの4筆、5筆ですかね、に関しては写真のとおり、落石防護柵がもう構造物としてどんとあるような状況ですので、とても農地とは言えないと。それ以外の土地に関しては、もう現地に行くのも大変なぐらい山の中のもう山林化されているということでありまして、89ページには始末書もつけておられますので、非農地として承認して妥当ではないかなというふうに思っております。以上です。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
25番、米田推進委員。

米田推進委員： 失礼します。25番、米田です。この外野の物件、全部で10筆ありますけど、先ほどから説明がありましたように、藤原委員さん、前川委員がおっしゃられるとおりで、宅地化が雑種地化しとるとこと山林化しております。これを農地に戻すなんてことはとてもできない土地でありますので、非農地証明の案件として取り扱っていただければと思います。以上です。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありますか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第115号の6番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号7番の鶉縄の件について、担当農業委員より説明を求めます。

3番、藤原健次農業委員。

藤原健委員： 3番、藤原です。鶉縄の件、まず、位置図を、90ページを見ていただきたいと思います。写真の右側が出合側でして、左側は氷ノ山に上がる道筋になります。中央の丸印をしているところが該当の土地です。この方は、高齢化でお医者さんに通っているような状態です。代理人を依頼してこういう手続をされております。地目を現況に合わせて、言うたら譲るなりとかというような考

えというようなことです。

まず、中央の198から説明させていただきます。集落の道から北側に上がったところとして、198、91ページの赤枠で囲った部分、196、違うな、198、ちょっと読みにくい、この部分です。その横側に、93ページの385、ちょっと青っぽい建屋、これの前がちょっと墓地があつたりします。墓地の写真というのが104ページの上の部分にあります。この部分をまた地目を変えたいと。

それから、先ほど説明しました198の現況は、103ページの丸印の部分で、山林化していると。それから、その下の写真で、これが番地が276と290、これは、言うたら90ページの上の部分にありまして、この198の上の部分に堰堤、谷でして堰堤があつて、堰堤の上の部分に276と290、それから、ずっと奥のほうに、言うたら318があるということで、山林化しております。103ページの赤丸が、上のほうの山林の位置図を表示しております。

それから、次、104ページ、車庫のちょうど真ん中、半分ぐらいから赤枠のところが、言うたら宅地として使われておるといふところ。それから、105ページは、90ページの264番というのは左、氷ノ山側に行く道の北側に相当する部分で、それが105ページの丸印の部分です。それから、105ページの673というのが農地の写真、105ページの三角に相当する部分で、草が生えたりというような感じの写真が現況の写真です。

以上で、この農地も地目を現況地目に変えたいということで出されています。手続をされた方が、言うたらあと後継者相当にされる方で申請されておられます。ひとつよろしくお願いします。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

4番、坂本農業委員。

坂本委員： 4番、坂本です。90ページの航空写真を見ても、また、103ページから105ページの現地写真を見ても、既に山林化になっていますし、建物が建って宅地化して、また、墓地になって、それから、荒地地になって、もう農地に戻すことは不可能と判断しております。よろしくお願いします。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。

25番、米田推進委員。

米田推進委員： 25番、米田です。この鶉縄の件なんですけど、合計で8筆ほどありますけど、一部宅地化しとるとこと、墓地で雑種地化しているところ以外は全部山林化してしまつて、本当に急峻な地形の中で畑があつたりというようなことの農地やつたといひます。もう本当に以前からの荒廢地で、もともと優良農地でなかつたところでもありますし、非農用地として承認していただければと思ひま

すので、よろしく申し上げます。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第115号の7番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： 挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。
続きまして、番号8番の関宮の件について、担当農業委員より説明を求めます。

6番、濱田農業委員。

濱田委員： 6番、濱田です。まず、1なんですけど、ちょっと分かりにくいんですけど、関宮の地域局のとこの信号から村の中に入っていて、左に折れて、関宮の郵便局を御存じでしたら、そこより3軒隣の家になります。今回申請されているのは、その家の裏側の建て増しした家かな、小屋なんか、そこなんですけど、そことその裏の110ページに入っている現況写真のとこの草がぼうぼう生えているとこなんですけど、とても農地に戻すということは不可能だと思います。

始末書が2枚ついているんですけど、今回、ちょっと説明が長くなりますけど、もともとの持ち主の方が4年間に亡くなられたんです。独り暮らしだったので、相続を神奈川県の子さんがされたみたいなんですけど、一旦相続を放置されていたんですけど、今回、どういうあれがあったのか分かりませんが、6分の1を亡くなられた方、6分の5をこの子さんが相続されていたみたいなんです。亡くなられた方は、この清算弁護士の方が代わりに、亡くなられた方の代わりの方というんですかね、それで始末書を書かれたみたいで、今度、残りの6分の5の持ち主の子さんが始末書を書かれたようになって、2枚の始末書になっています。行政書士の方が今日来られていてお話しされていたんですけど、多分売れたか、売る予定になっとなるか、空き家バンクに申請するのに土地をちゃんと地目変更してしたいということで申請されたんだと思いますっておっしゃってましたので、現況どおりここを地目変更されて、申請されるようにしてあげたいと思いますので、よろしく申し上げます。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

5番、前川農業委員。

前川委員： 5番、前川です。今、濱田委員から詳しく説明がありましたとおりです。現地を見ましても、110ページの写真のとおり、もう建物が全体の8割を占めているという状況です。始末書もついておりますので、申請どおり承認が適切ではないかなと考えております。以上です。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
24番、井上推進委員。

井上推進委員： 24番、井上です。濱田委員さんには、午前中より暑い中、現地調査をいただきましてありがとうございます。

今、御説明のほうをいただいたとおりでございますので、御承認いただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第115号の4番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第116号、農地法第5条の第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： 113ページを御覧ください。議案第116号、農地法第5条の第1項の規定による許可申請に対する意見についてです。

申請番号1番、養父市八鹿町宿南の土地1筆、面積は677平方メートルです。譲渡人は養父市八鹿町宿南の方、譲受人は神崎郡福崎町の株式会社です。譲受人は主に運送業を営む会社で、隣接地に営業所を構えております。今回、運送用のトレーラー増車に伴い、申請地内に露天駐車場を建設することが転用の目的で、移転する権利は所有権です。関連ページは114ページから123ページです。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1番の八鹿町宿南の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項についての説明を求めます。

事務局： 申請番号1番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、農用地区域外にある農地ですが、農地の集団規模が10ヘクタールを超えるため、第1種農地となります。第1種農地は、原則として転用が認められておりませんが、例外的に許可できるものとして、農地法施行規則第35条第5項に、既存施設の2分の1を超えない施設の拡張とあり、今回の申請はこれに該当するため、許可の対象となります。一般基準については、資力、信用を同意書や資金証明等にて確認し、計画日程及び内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地の営農に影響がないことから、本議案を許可することについて農地法第5条第2項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議長： 事務局の説明は終わりました。

次に、担当農業委員より説明を求めます。

11番、木下農業委員。

木下委員： 失礼します。114ページ、115ページをまず見ていただきたいと思います。今回、申請になります農地につきましては、特に115ページを見ていただいたら分かるように、隣で黄色で囲ってあるところ、もう既に駐車場と、それから三光運輸さんの株式会社の建物ということで、現在あります。その横に新しくトラックの置き場所といたらあれなんですけど、駐車場を増設するということが申請が上がってきております。この申請につきましての内容をちょっと見ますと、この緑が白で囲っている今回と該当土地なんですけれども、その黄色のところから見ますと、大変下の段差がありまして、かなり埋め立てないと、今の黄色の土地の高さまで行かないというところなんですけれども、この118ページを見ていただきたいと思いますと思うんですけれども、118ページの下の方が結局こちら、118ページの下の写真につきましては、手前がこの黄色い部分の土地になりますので、手前から向こう側を見ますと、今言ったようにちょっと低い土地なので、埋め立てないとできないような状況なんですけれども、逆に反対側から見ますと、この黄色い反対側のところに道があるんですけれど、その道から見たところが上の写真になります。ですから、あとのところにつきましては、もう大体高さ的にもちょっと当然上に上がっていますし、現在の状況につきましては、木が生え、そしてまた雑草も生え、とても耕地として戻すような状況ではありません。結局この状況を見てみますと、土地を埋め立てて、駐車場に

して、ああいった、ここにありますが黄色い部分とこの今囲ってある赤い部分と、それから、その隣につきましてはもうお店屋さんが建っていますし、その奥につきましては、経済連ですか、のようなものになっていきますので、結局この一部分的にはもう既に耕地としてはほとんどありません。ただ、その赤い丸のところの青いところの下に2372というところがあります。ここにつきましてはまだ耕地として残っております、畑として残っております。現状も畑として作られておりますので、ここの影響がどうかと思ってみたんですけども、ここを駐車場にしたことによってその隣の畑の作業がどうのこうのということはありません。そういう状況にはならないというふうに判断しますので、この件につきまして、皆さんの御意見をいただきながら、申請どおり受けたいと思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
7番、珍坂農業委員。

珍坂委員： 7番、珍坂です。ただいま木下委員のほうから詳しく説明があつたとおりで、周りに対しても何ら影響がないものと考えられますので、御審議よろしくお願ひします。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
16番、齋藤推進委員。

齋藤推進委員： 16番、齋藤です。先ほど木下委員、珍坂委員が言われたとおりです。よろしくお願ひします。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありますか。

ちょっと私なりに申し訳ないですけども、116ページと117ページの字限図ですね、これちょっと117ページの字限図が左に来たら、ちょうどここが接点になつとるんです。ちょっと分かりにくい字限図ですけども。そういうふうに見てもらって。

それと、119ページの完成予定図ですけども、ちょっと見にくいんですけども、ここの縦長、赤枠のところが完成予定図らしいです。そういうふうに見てください。

質疑よろしいですか、ほかに。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第116号の1番を採決いたします。本案を

原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。報告①、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明を求めます。

事務局： 124ページを御覧ください。報告①、農地法第3条の規定による許可申請についてです。

1番、八鹿町坂本の土地1筆、面積が179平方メートルです。譲受人は八鹿町坂本の方、譲渡人は八鹿町坂本の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が7月28日、許可日が8月8日となっています。

2番、八鹿町坂本の土地1筆、面積が360平方メートルです。譲受人は八鹿町坂本の方、譲渡人は八鹿町浅間の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が7月28日、許可日が8月8日となっています。

3番、八鹿町高柳の土地1筆、面積が198平方メートルです。譲受人は奈良県生駒市の方、譲渡人は八鹿町高柳の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が7月28日、許可日が8月8日となっています。補足ですが、譲受人は譲渡人の娘さんであり、週に3日ほど営農しており、現在も継続して営農しております。

4番、堀畑の土地1筆、面積が105平方メートルです。譲受人は堀畑の方、譲渡人は堀畑の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が7月29日、許可日が8月8日となっています。

5番、長野の土地1筆、面積が115平方メートルです。譲受人は奈良県奈良市の方、譲渡人は神戸市の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が7月30日、許可日が8月8日となっています。こちらの譲受人ですが、申請地に隣接する空き家を購入し、こちらに移住します。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。
小林さん、どうぞ。

小林推進委員： ちょっと伺いたいですけど。

4番の土地の朝熊さんが、非農地証明のところの分で非農地の証明を出されたと思うんですけど、これって農地の維持管理とかあれで、売買するときに荒らしていたら、自分の所有農地を荒らしていたら駄目だとか、そういう規定には入らないか。

事務局 : まず、非農地のほうで今回議案に上がっているほうで出てきたのは、もともと3条申請で申請があつて、この譲受人さんの所有農地を調べたところ、非農地があつたので、今回非農地申請を上げているところです。非農地申請を受け付けた状態で3条申請も受付をしたので、同時進行でこのようになっております。

小林推進委員 : 同時進行はいいということですか。

事務局 : はい。

議長 : ほかによろしいですか。

(質 疑 な し)

議長 : 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。
続きまして、報告②、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明を求めます。

事務局 : 報告②、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。

1番、十二所の土地1筆、面積が273平方メートルです。申請人は八鹿町八鹿の方です。取得した日が平成2年3月24日、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっています。

2番、大屋町宮垣の土地5筆、合計面積が2,537平方メートルです。申請人は大阪府豊中市の方です。取得した日が令和7年3月12日、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっております。

3番、轟の土地22筆、合計面積が12,692平方メートルです。申請人は轟の方です。取得した日が令和6年11月23日、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっています。

4番、八鹿町八木の土地1筆、面積が66平方メートルです。申請人は大阪府高槻市の方です。取得した日が平成19年3月7日、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっております。以上です。

議長 : 事務局の説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

ちょっと私のほうから一言いいですか。これだけ、相続で農地、それから、贈与でもらうんですけども、農地でないとこは結構あるように見受けられるんですけども、こういったやつは、受け付けたときに指導的なことは、非農地にしなさいよとか、そういう指導はないんですかね。

事務局 : こちらのほうでもこの筆について、轟のほうの筆についてちょっと調べさせてもらったんですけども、この中の山林原野と書いてある現況のところは、農地パトロールによって非農地判断されているところであって、ほか5筆も非農地判断されているところでしたので、今、轟で農地として使っているところ以外は農地パトロールにて非農地判断済みになっておりますので、指導といいますか、地目変更するのは御自身の判断ですので、このままにしております。

議長 : 指導というのは、何ていうんですか、我々も毎月のように非農地証明を扱っています。こういったときに、本人さんに、もしこれから先こういったもう山林原野になつとるんやったら、非農地証明を出してみたらというふうに言うてみたらどうかなと思うんですよ。そしたら、二度手間、三度手間にならないで済むんじゃないかなというふうにも思います。以上です。

ほかに御質問のある方はありませんか。

(質 疑 な し)

議長 : 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。
以上で第35回農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議長 小根達夫

署名委員 藤原健次

署名委員 谷垣重俊

